

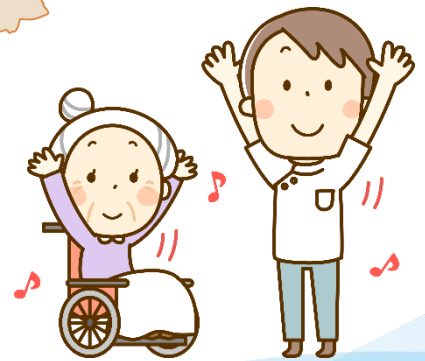
概要版

# 第10次 沼津市高齢者保健福祉計画

《第10次沼津市老人福祉計画・第9期沼津市介護保険事業計画》

【ぬまづ高齢者元気創造プラン】

(2024年度～2026年度)



令和6年3月  
沼津市

# 1 計画の概要

## (1) 計画の趣旨（背景と目的）

日本では、平均寿命が延伸し、高齢化の進行による影響が多方面で出てきている一方で、少子化も進行しており、高齢者が増加、若者が減少という傾向が顕著にみられ、既に介護人材等の高齢者を支える人材が不足している状況にあります。このまま少子高齢化が進むことで、将来的に介護保険制度等の社会保障制度全般が存続できなくなることも不安視されています。そこで、現在できることは、一人ひとりが介護や支援を必要としない「健康長寿」と言われている期間を延伸させること、また、介護や支援を必要とする状況になった時に必要なサービスを受けられる体制を整えておくことです。

このようなことから、本市では、高齢者の生活を包括的に支える高齢者福祉サービスや健康づくり、まちづくり等の方向性を定めるとともに、今後必要になる介護サービス量を推計し、必要量の確保に努めるため、「第10次沼津市高齢者保健福祉計画（第10次沼津市老人福祉計画・第9期沼津市介護保険事業計画）」を策定します。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項・第7項及び介護保険法第117条第1項・第6項に基づき、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものです。

また、沼津市の高齢者福祉に関する総合的計画として、本市の特性を踏まえるとともに、第5次沼津市総合計画等の上位計画及び本市の関連する諸計画、並びに第10次静岡県長寿社会保健福祉計画（静岡県老人福祉計画・静岡県介護保険事業計画）と整合を持たせたものとしします。

### ①老人福祉計画とは

市町村で確保すべき老人福祉事業の量の目標、その量の確保のための方策、その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項に、介護予防や健康維持の取組を計画的に推進するための施策を加えた計画です。

### ②介護保険事業計画とは

介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握してサービス提供体制を整えること等を定めるものです。

## (3) 計画の期間

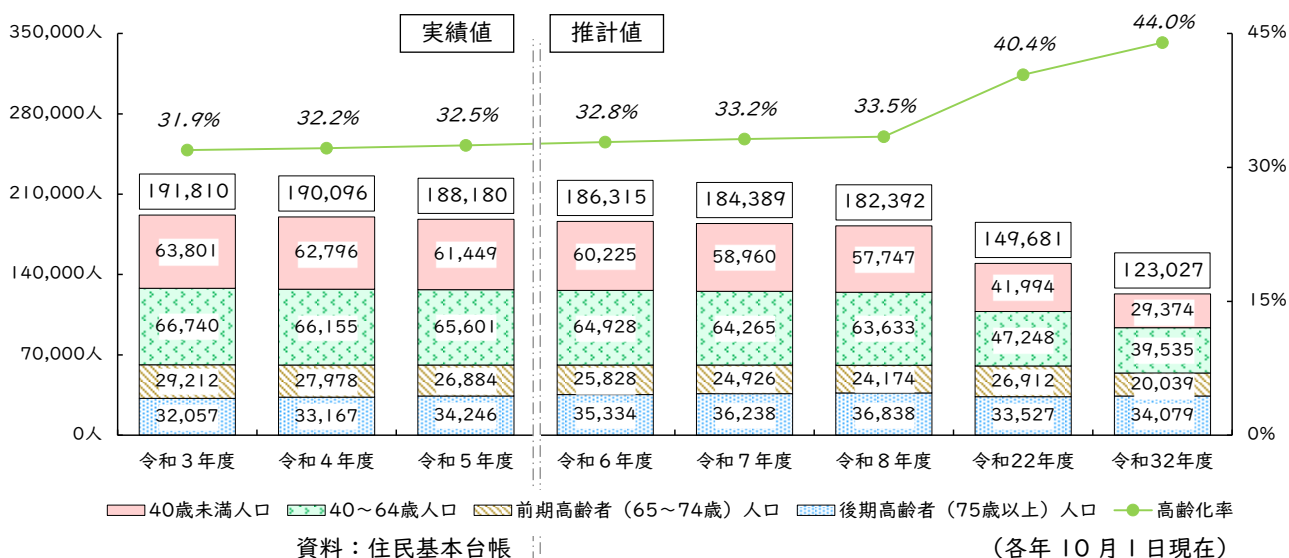
本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。団塊の世代全員が後期高齢者となる令和7(2025)年度及び団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代の人々が急激に減少する令和22(2040)年度を見据え、中長期的な視点に立った施策の展開を図る期間となります。

## 2 人口及び要支援・要介護認定者数の推移と将来推計

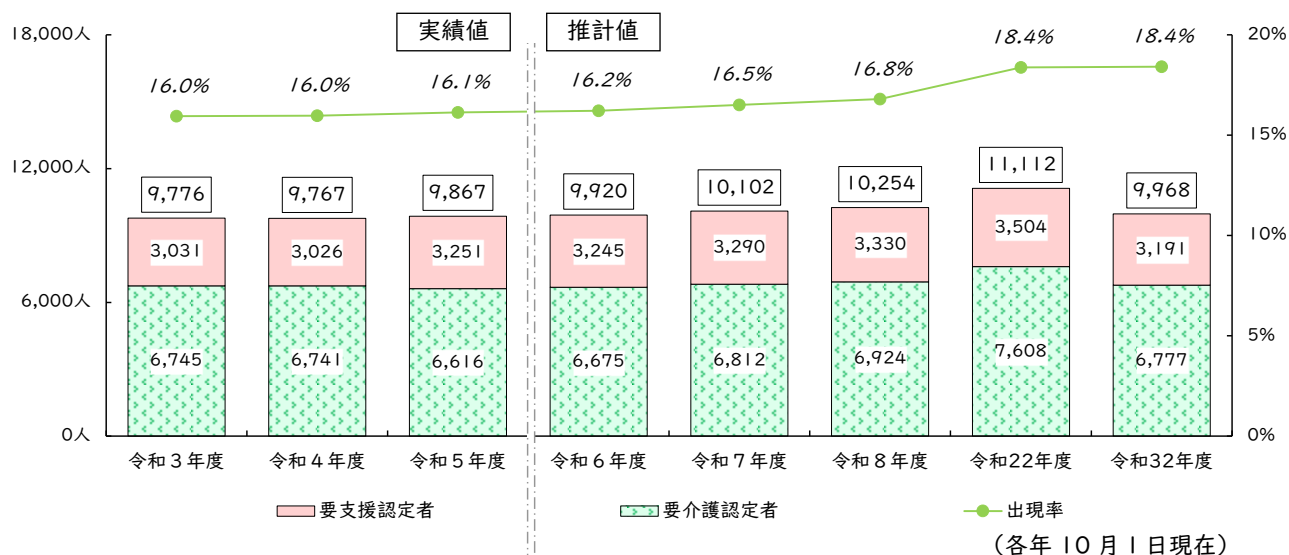
本市の総人口は、令和5年10月1日現在、188,180人となっており、年々緩やかに減少し続けています。年齢構造でみると、40歳未満人口、40～64歳人口は減少し続けています。前期高齢者（65～74歳）人口は令和22年度に一旦増加していますが、おおよそ減少傾向となっています。後期高齢者（75歳以上）人口は、令和8年度までは増加が続き、その後減少に転じる見込みです。第10次計画の最終年である令和8年度には、総人口182,392人、高齢者人口61,012人、高齢化率33.5%と推計しています。

また、要支援・要介護認定者数の推移をみると、令和3年度の9,776人から令和5年度の9,867人と91人増加しているように、今後もしばらく緩やかな増加傾向が見込まれています。

<人口>



<要支援・要介護認定者数（第1号被保険者・第2号被保険者合計）>



### 3 基本理念と施策の体系

第5次沼津市総合計画（令和3年度から令和12年度）では、将来の都市像として『人・まち・自然が調和し、躍動するまち～誇り高い沼津を目指して～』を掲げ、まちづくりの基本理念として「動き出す 創り出す」、「誇りとつながり」、「心も体も元気で健康」の3つの理念を定めています。

第10次沼津市高齢者保健福祉計画では、第5次沼津市総合計画や国・県の方針を踏まえ、第9次沼津市高齢者保健福祉計画の基本理念である【住み慣れた地域で、ともに支え合いながら、高齢者が自分らしく、安心して暮らせるまち】を継承し、高齢者がいつまでも生きがいや役割をもって、地域社会とのつながりを大切にしながら、元気に自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。

#### 基本理念

住み慣れた地域で、ともに支え合いながら、  
高齢者が自分らしく、安心して暮らせるまち

#### 基本施策1 生きがいと健康づくりの推進

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| (1) 生きがいづくりと社会参加の推進 | (2) 健康づくりの推進 |
|---------------------|--------------|

#### 基本施策2 安心して暮らせるまちづくり

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| (1) 在宅福祉サービスの充実 | (2) 住まいの確保と生活環境の整備 |
| (3) 安全・安心対策の推進  | (4) 尊厳ある暮らしの確保     |

#### 基本施策3 地域における支援体制の整備

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| (1) 地域包括支援センターの機能強化 | (2) 生活支援体制の整備      |
| (3) 見守り体制の推進        | (4) 担い手となる人材の確保と育成 |

#### 基本施策4 自立支援と介護予防及び重度化防止

- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| (1) 介護予防・生活支援サービス事業 | (2) 保健事業と介護予防の一体的な実施   |
| (3) 一般介護予防事業        | (4) 地域リハビリテーション提供体制の構築 |

#### 基本施策5 在宅医療と介護連携の推進

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| (1) 資源の把握と課題の抽出 | (2) 在宅医療と介護の連携体制の推進 |
|-----------------|---------------------|

#### 基本施策6 認知症施策の推進

- |                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| (1) 認知症への理解を深めるための普及啓発 | (2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 |
|------------------------|--------------------------|

## 4 基本施策及び施策の方向

### 基本施策1 生きがいと健康づくりの推進



生涯元気で充実した生活を送ることができるよう、趣味の活動や学習機会の提供・就労支援等を通じた高齢者の生きがいづくりの機会創出や社会参加の推進を図ります。

また、スポーツを活用した健康づくりの推進に取り組むほか、疾病の早期発見・早期治療のため、健康診査や各種がん検診を実施し、高齢者の健康維持に取り組みます。

#### (1) 生きがいづくりと社会参加の推進

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| ①千本プラザの運営       | ②生涯学習の推進   |
| ③敬老行事の実施        | ④老人クラブへの支援 |
| ⑤ねんりんピック出場者への支援 | ⑥就労への支援    |
| ⑦沼津しごと応援事業【新規】  |            |

#### (2) 健康づくりの推進

- |              |          |
|--------------|----------|
| ①各種スポーツ教室の開催 | ②健康診査の実施 |
| ③各種がん検診の実施   | ④予防接種の実施 |
| ⑤歯の健康づくりへの取組 |          |



▲趣味の教室

### 基本施策2 安心して暮らせるまちづくり



高齢者やその家族が、介護等により生活のあり方が変化しても、できる限り自宅や住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を営む上で必要な福祉サービス等の支援を行います。

また、高齢者が多様な課題を抱えたままでも地域生活を安全に営めるまちづくりが求められていることから、高齢者の実情に合わせた住環境の整備や交通手段の確保、交通・防犯対策等を講じるほか、自分らしく尊厳をもって生活していくための支援を行います。

#### (1) 在宅福祉サービスの充実

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ①市特別給付       | ②在宅高齢者世帯等への支援 |
| ③介護マークの普及・促進 | ④利用者負担の軽減     |

#### (2) 住まいの確保と生活環境の整備

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| ①高齢者等に対する賃貸住宅の確保 | ②高齢者向け住宅設置に対する支援    |
| ③家具転倒防止事業        | ④ユニバーサルデザインによるまちづくり |
| ⑤高齢者の移動手段の確保     |                     |

#### (3) 安全・安心対策の推進

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| ①犯罪被害の防止 | ②交通安全の推進          |
| ③感染症予防対策 | ④災害時の支援と感染症流行時の支援 |

#### (4) 尊厳ある暮らしの確保

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| ①消費生活相談の実施・消費者被害への対応 | ②成年後見制度の活用     |
| ③高齢者虐待への対応           | ④養護老人ホームへの入所措置 |

## 基本施策3 地域における支援体制の整備



保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、サービスを一体的に提供していく地域づくり・人づくりを実現するため、地域包括支援センターや地域ケア会議を通じた支援ネットワークの構築や地域課題の発見と地域資源の活用、地域活動の担い手となる人材の確保・育成や新たなサービスの創出等、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組めます。

また、地域共生社会の実現を目指し、地域住民や多様な主体と市が協働して、地域生活における課題の相談支援体制を整備します。

### (1) 地域包括支援センターの機能強化

- ① 基幹型地域包括支援センターの運営
- ② 地域包括支援センターの運営
- ③ 地域ケア会議の実施
- ④ 地域包括支援センター運営協議会の開催

### (2) 生活支援体制の整備

- ① 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置
- ② 在宅生活応援サービス提供者の拡充

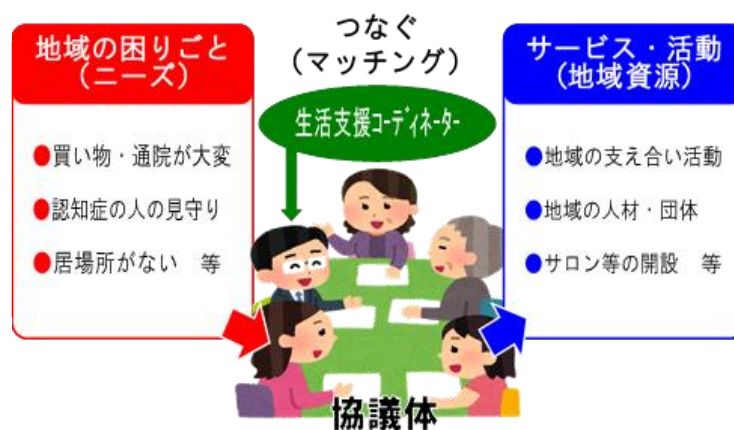
### (3) 見守り体制の推進

- ① 高齢者あんしんサポート店の拡充
- ② 高齢者あんしん見守りネットワーク協力事業所の拡充
- ③ 見守り活動の連携の促進
- ④ 徘徊高齢者探索サービスの提供
- ⑤ 認知症高齢者見守りシールの普及

### (4) 担い手となる人材の確保と育成

#### 生活支援 コーディネーターとは……

高齢者の地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たすため、生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングを行います。



生活支援コーディネーターの役割 (イメージ)

## 地域包括支援センターと日常生活圏域

本市では、地域包括支援センターを市内に11か所（うち、1か所は長寿福祉課内に設置した沼津市基幹型地域包括支援センター）設置しています。地域包括支援センターとは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要な支援の実施・調整を行う施設のことです。高齢者の総合相談窓口としての役割を担っているだけでなく、介護予防の推進や地域における連携・協働の調整も行います。

圏域名	地区
西部	原・浮島・愛鷹・今沢・片浜
北部	金岡・大岡・門池
中央	第一・第二・第四・第五
南部	第三・大平・静浦・内浦・西浦・戸田

### 日常生活圏域とは……

高齢者が介護を必要とするようになっても住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービス事業所の整備状況等を総合的に勘案して定める区域のことです。また、その区域は、高齢者の住まいから30分以内に必要な介護サービスが提供される区域と定められています。



## 基本施策4

## 自立支援と介護予防及び重度化防止



高齢者がいつまでも元気に生活し、できる限り要支援・要介護状態にならないよう、また、介護が必要となった場合でもその状態が重度化しないよう、フレイル予防をはじめ、各種講座を実施するほか、通いの場等の充実を図ります。

また、多職種・多機関による連携と、様々な状況に合わせて切れ目なくリハビリテーションを提供する体制を整備し、地域における介護予防の取組の強化を進めます。

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

- ①訪問型サービス
- ②通所型サービス
- ③多様な主体によるサービスの提供体制の構築

### (2) 保健事業と介護予防の一体的な実施

- ①保健事業と介護予防事業の連携

### (3) 一般介護予防事業

- ①フレイルチェック・予防
- ②運動器の機能向上
- ③口腔機能の向上・栄養改善
- ④認知症の予防
- ⑤各地域における講座等の開催
- ⑥通いの場の構築支援
- ⑦介護ボランティアの育成

### (4) 地域リハビリテーション提供体制の構築

- ①地域リハビリテーション活動支援事業の実施
- ②専門職への意識啓発及び連携強化
- ③リハビリテーション指標の設定

## 基本施策5

## 在宅医療と介護連携の推進



慢性疾患等により医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、住み慣れた地域で日常生活を継続できるよう、地域における医療・介護の関係機関と連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するための体制強化を図ります。

### (1) 資源の把握と課題の抽出

- ①地域の医療・介護の資源の把握
- ②在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討

### (2) 在宅医療と介護の連携体制の推進

- ①切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ②在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ③医療・介護関係者の研修
- ④地域住民への普及啓発



## 基本施策6 認知症施策の推進



認知症に対する正しい理解の促進を図るため、ICTを活用した情報発信等、認知症に関する知識の普及・啓発を図ります。

また、地域の関係機関との連携を強化し、認知症の早期発見・早期対応に努めるとともに、認知症になっても、できる限り住み慣れた地域において本人の意思が尊重された環境で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族のニーズに合わせ、切れ目のないサービスの提供に努めます。

### (1) 認知症への理解を深めるための普及啓発

- ①認知症サポーターの養成とチームオレンジの設置
- ②相談先の周知
- ③認知症当事者からの発信支援
- ④若年性認知症の人への支援

### (2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ①認知症地域支援推進員の配置
- ②認知症疾患医療センター等医療機関との連携の推進
- ③認知症初期集中支援チームの配置
- ④認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催
- ⑤医療従事者・介護従事者等の認知症対応力向上の促進
- ⑥認知症の人の介護者の負担軽減の推進



▲出張相談会



▲小学生対象  
認知症サポーター養成講座

## 5 介護サービスの充実と円滑な利用

介護保険事業者等への指導などの取組により介護保険サービスの質の向上を図るとともに、介護保険制度の信頼性を高めるため、「沼津市介護給付適正化計画」に基づき適正な介護保険給付に努めます。

### (1) 介護保険サービスの質の向上

- ①介護保険事業者等への指導
- ②介護相談員の派遣
- ③介護に携わる人材の確保・育成
- ④介護の職場環境改善の推進

### (2) 介護給付の適正化の推進

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプラン等の点検
- ③医療情報との突合・縦覧点検

## 6 保険料基準額及び所得段階別保険料

第1号被保険者の保険料必要額と所得段階別被保険者数の見込みに基づいて算出し、保険料の上昇を抑制するため、介護給付費準備基金を取り崩し保険給付費への繰り入れを行うことで、基準月額を5,500円として、以下のとおり一人当たりの保険料を定めました。

段階	該当要件		保険料率	保 険 料		
				年額	月額	
第1段階	生活保護受給者等		0.285	18,800円	1,567円	
	世帯員全員が市民税非課税であって本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下の場合等				
第2段階		80万円を超え120万円以下の場合等		0.485	32,000円	2,667円
第3段階		120万円を超える場合等		0.685	45,200円	3,767円
第4段階		世帯員の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であって本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が		0.85	56,100円	4,675円
第5段階 (基準)		80万円を超える場合等				
第6段階		120万円未満の場合等		1.15	75,900円	6,325円
第7段階		120万円以上210万円未満の場合等		1.3	85,800円	7,150円
第8段階		210万円以上320万円未満の場合等		1.5	99,000円	8,250円
第9段階		320万円以上420万円未満の場合等		1.7	112,200円	9,350円
第10段階		本人が市民税課税であって前年の合計所得金額が		420万円以上520万円未満の場合等	1.9	125,400円
第11段階	520万円以上620万円未満の場合等			2.0	132,000円	11,000円
第12段階	620万円以上720万円未満の場合等			2.05	135,300円	11,275円
第13段階	720万円以上1,000万円未満の場合等			2.1	138,600円	11,550円
第14段階	1,000万円以上の場合			2.2	145,200円	12,100円

※月額は、参考に年額を12で割った額であり、実際の月額と一致しないことがあります。

## 7 施設の整備計画

要支援・要介護認定を受けるようになっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービスの充実を図るため事業所の整備を推進します。

### 施設・住居系サービス施設

(単位：床)

種類		見込		第10次計画		
		令和2～令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	整備数	0	0	0	0	
	累計	800	800	800	800	
介護老人保健施設	整備数	0	0	0	0	
	累計	623	623	623	623	
混合型特定施設	整備数	0	0	0	0	
	累計	599	599	599	599	
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	整備数	29	0	0	0	
	累計	116	116	116	116	
認知症対応型共同生活介護事業所 (認知症高齢者グループホーム)	整備数	18	0	18	0	
	累計	387	387	405	405	
介護医療院	整備数	15	0	0	0	
	累計	15	15	15	15	
地域密着型特定施設	整備数	0	0	0	29	
	累計	0	0	0	29	

### 地域密着型サービス拠点

(単位：か所)

種類		見込		第10次計画		
		令和2～令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
認知症対応型通所介護事業所 (認知症対応型デイサービスセンター)	整備数	0	0	0	0	
	累計	8	8	8	8	
小規模多機能型 居宅介護事業所	整備数	0	0	0	1	
	累計	6	6	6	7	
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	整備数	1	0	0	0	
	累計	3	3	3	3	
看護小規模多機能型 居宅介護事業所	整備数	0	0	1	0	
	累計	4	4	5	5	

※第9次計画にて整備目標とした看護小規模多機能型居宅介護事業所については、引き続き整備に向けた取組を進めます。

# 第10次沼津市高齢者保健福祉計画 概要版

《第10次沼津市老人福祉計画・第9期沼津市介護保険事業計画》

令和6年3月発行

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号

沼津市 市民福祉部

長寿福祉課 TEL：055-934-4834 / 介護保険課 TEL：055-934-4836